

「新宿区くらしのガイド」企画提案参考仕様書

1 件名

「新宿区くらしのガイド」企画制作委託

2 目的

行政情報に加え、区民生活に密着した地域情報を取り入れた付加価値の高い情報冊子「新宿区くらしのガイド」（以下、「くらしのガイド」とし、冊子の名称は区と委託事業者（以下、「事業者」という。）の協議により決定する）を発行し、区民に提供することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の翌日から、令和6年3月15日（金）まで

4 納品場所

新宿区役所本庁舎ほか 12～13 箇所（区内特別出張所 10 箇所、区内保管場所 1～2 箇所、
※その他保管場所 1 箇所）

5 発行形態及び構成

以下①から⑥を合わせた協働発行形態とする。①、②及び④の原稿作成及び①から⑥の編集は事業者が行う。なお、各頁数は7のとおり。

① 表紙：事業者が構成案作成、区と事業者の協議後、原稿作成は事業者が行う。

表紙には、冊子の概要等を収録した音声読上げコードを印字するとともに、音声読上げコードの位置を示す切り欠き加工を行う。

② 特集等ページ：「(仮題) わたしたちの防災」「(仮題) エリアシティウォーク」を掲載。区と事業者で構成案作成、原稿作成は事業者が行う。

③ 行政情報ページ：冊子前半部分を使用し、事業者が構成案作成、区と事業者の協議後、原稿作成は区が行う。

※情報をカテゴリごとに一覧表に集約し、原則として、二次元コードを併せて掲載する。

ただし、表に掲載しきれない内容がある情報は、表外に項目立てて掲載する。二次元コードの作成は、区が提供する URL により、事業者が行う。

④ 医療機関情報：冊子後半部分を使用し、原稿作成は事業者が行う。

⑤ 広告ページ：原則として①～③には掲載しない。区の指示があった場合にのみ①～③に掲載することができる。

⑥ ハガキ（区長へのハガキ）

6 業務委託内容

以下の各項目を遵守し、区民が必要とする行政情報を誰もが利用しやすい形で掲載し、区民生活に密着した地域情報を取り入れた、付加価値の高い情報冊子を制作する。

- (1) 区作成の行政情報原稿（磁気媒体、一部紙原稿）を編集し、行政情報ページとして区へ提示する。
- (2) 区から指示された行政情報ページに関する編集を行う。
- (3) 行政情報ページの編集会議に出席し、行政情報の提供方法に関する改善案を提示する。
- (4) 行政情報ページに必要な画像等の資料を、区の求めに応じ提供する。
- (5) 特集ページ及び医療機関情報の取材、原稿作成、編集、校正

- (6) 広告に関する取り扱い
- (7) 冊子全体の装丁等デザイン、レイアウト、版下作成、最終校正
- (8) 印刷及び製本
- (9) 区ホームページで公開する電子書籍版（製本版と同内容）の制作
- (10) 納品（製本版およびPDFデータ、電子書籍版）
- (11) 暮らしのガイド制作に附帯するその他の業務

7 規格数量等

- (1) 判型 A4判縦

※ 貼り込みハガキあり：通常ハガキ（縦148mm×横100mm）左に切り取り線加工を施し、説明文記載面（横70mm以上）を作成する。

- (2) 頁数 総頁（表紙含む）は228頁以内とする。

※総頁及び頁割りは、委託業者の決定後協議により決定する。

（参考：新宿区暮らしのガイド2022年版の頁数

総頁：214頁、表紙：1頁、ハガキ：1枚(2頁)、特集ページ：21頁、行政情報ページ：148頁、地域情報ページ（医療機関情報、広告、その他）：41頁、裏表紙：1頁）

- (3) 紙質 表紙：再生コート紙90kg以上

本文：再生紙45kg以上、白色度75%以上

ハガキ：再生上質紙135kg以上 ※切り取り線加工つき

※再生紙の入手が難しい場合は可能な限り環境に配慮した用紙とする

- (4) 刷色 行政情報ページ：二色（青・スミ）以上、その他：カラー

- (5) 印刷 オフセット印刷

- (6) 製本 あじろ綴じ、スミ穴

- (7) 部数 26万5千部

- (8) 電子書籍版 区のホームページコンテンツ管理システムでアップロードできること

以下の動作環境(OSとブラウザ、ディスプレイ)で閲覧可能であること

Windows10以降…Microsoft Edge、FireFox、GoogleChrome

Mac os X v.10.9以降…Safari、FireFox、GoogleChrome

ディスプレイ（1024×768ピクセル以上表示可能）

※区と事業者で協議の上、電子書籍版から区ホームページ内関連ページへのリンク機能の付与やコード等で検索できるようにする等、閲覧者の利便性に配慮すること。

8 支払方法

納入後、契約業者の請求に基づき支払うものとする。

9 留意事項

業務委託内容の実施にあたり、事業者は以下の点に留意すること。

- (1) 特集等ページ、行政情報ページ及び表紙の編集にあたっては、事業者は区と十分に協議すること。なお、文字の大きさや種類など、高齢者や障害者が読みやすいよう配慮すること。
- (2) 行政情報ページの校正は、原則として3校までとする。

- (3) 医療機関情報・広告ページには、区民生活に密着した業種（医療機関・介護関係・住まい・飲食・子育て・相談など）の企業・団体情報を収集し、広告を含め 400 件以上を掲載すること。
- (4) (3)に係る医療機関情報（動物病院、鍼灸院・整骨院等を除く）は、広告を含め 300 件以上掲載すること。なお、一覧の医療機関情報と広告は分離して掲載すること。
- (5) (3)に係る企業・団体情報の編集にあたっては、読者が検索しやすい工夫を施すこと。
- (6) 広告はすべて事業者による取り扱いとし、その収入は事業者に属する。
- (7) 広告のページ使用量は、冊子の 20%程度を上限する。
- (8) 区内の個人事業主及び小規模企業向けに、特別割引等の対応（1 枠 8 分の 1 ページを 4 万円程度、8 枠以上を提供）を行うこと。この場合、二色刷り等その他広告との区別（区別方法は、区と事業者の協議により決定する）を可とする。
- (9) 事業者は、自社の広告掲載基準を区に提示すること。また、その内容が本契約に適さないと区が判断した場合には、その全部または一部を区と協議の上変更したものを本契約に使用する。
- (10) 広告掲載の申込み、広告の対象、内容、表現については、新宿区広告掲載ガイドライン（平成 26 年 4 月 1 日 26 新総合行第 8 号）に掲げる事項を遵守すること。
- (11) 以下の①から④に該当する広告については「くらしのガイド」に掲載しない。該当する広告の掲載申込があった場合、事業者は速やかに区に連絡し、区の指示もしくは協議により掲載の可否を決定すること。
 - ① くらしのガイドの公共性および品位を損なうおそれがあるもの
 - ② 人事募集にかかわるもの
 - ③ 公序良俗に反するもの
 - ④ その他、くらしのガイドに掲載する広告として妥当でないと認められるもの

10 その他

- (1) 常に区と緊密な連絡体制をとること。
- (2) 特集ページ及び行政情報ページの著作権はすべて区に帰属し、区の判断で二次利用できる。
- (3) 発行時に行う全戸配布については、区が別途契約した受託者が行う。このほか区は、区施設や各種行政機関等に設置し、希望者へ配布するほか、転入者への窓口配布を行う。
- (4) 区は、次回発行は令和 7 年度を予定している。なお、区の組織改正等により発行年度は変更することがある。
- (5) 本業務委託に伴い入手する個人情報や区内部情報の取扱いについては、その保護管理体制を確立し、万が一にも情報の漏洩等の事故がないように努めること。また、本事業が完了した後も同様とする。
- (6) 契約の履行にあたって自動車を使用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (7) 契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。

- (8) 契約の履行にあたっては、新宿区環境マネジメントの取り組みに協力すること。
- (9) 契約の履行にあたっては、新型コロナウイルス感染症等の感染防止に努めること。
- (10) 本仕様書に明示のない事項は、新宿区の指示もしくは協議のうえ決定する。

11 担当

新宿区総合政策部区政情報課広報係 中山・田中

電話 03-5273-4064